

## 議案第 2 号

# 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

### 【参考：関係法令条項】

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3) ～ (25) (略)

2 (略)

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

### 2 制定の必要性（背景、法令上の根拠等）

こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定を整備する必要がある。

### 3 内容

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例（令和5年熊本県条例第34号）の施行期日は、令和6年2月1日とする。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例（令和5年熊本県条例第34号）の施行期日は、令和6年2月1日とする。